

きたみししゅわげんごじょうれい
○北見市手話言語条例

れいわ ねん がつ にちじょうれいだい ごう
(令和2年3月18日 条例第1号)

げんご たが かんじょう わか あ ちしき たくわ ぶんか そうぞう うえ ふかけつ
言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠な
ものであり、じんるい ほってん おお きよ
人類の発展に大きく寄与してきました。

しゅわ おんせいげんご にほんご こと げんご てゆび からだ うご ひょうじょう つか
手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使
って視覚的に表現する言語であります。

ろう者 は、ものごと かんが しゃ ものごと かんが はか たが きも りかい あ
ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うた
めに、また、ちしき たくわ ぶんか そうぞう ひつよう げんご しゅわ
知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を「いのち」と
い ちづ たいせつ ほぐく
位置付け、大切に育んできました。

しかしながら、これまで しゅわ げんご みと
手話が言語として認められてこなかったことや、しゅわ しょう
手話を使用
することができ かんきょう ととの
環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者 は、ひつよう
必要な
じょうほう え
情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、おほ ふべん ふあん かん
多くの不便や不安を感じな
がら せいかつ
生活してきました。

こうした中で、なか しょうがいしゃ けんり かん じょうやく しょうがいしゃきほんほう
障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、しゅわ げんご
手話は言語
として いちづ
位置付けられましたが、しゅわ たい りかい ひろ かん じょうきょう いた
手話に対する理解の広がりや、いまだ感じる 状況 に至っ
ていません。

きたみし しゅわ げんご にんしき ひろ しゅわ にちじょうてき しょう かんきょう
北見市は、手話が言語であるとの認識を広め、手話を日常的に使用できる環境を
ととの ちいきしゃかい なか すべ ひと きょうせい ひと
整えることにより、地域社会の中で全ての人が共生できる人にやさしいまちを目指し、
めざ
この じょうれい せいいてい
条例を制定します。

もくてき
(目的)

だい じょう じょうれい しゅわ げんご たい しみん りかい そくしん かん きほん
第1条 この条例は、手話が言語であることに対する市民の理解の促進に関する基本
りねん さだ し せきむなら しみんおよ じぎょうしゃ やくわり あき
理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、
しゅわ げんご にんしき ひろ しみん ふきゅう ぼめん しゅわ つか
手話が言語であるとの認識を広く市民に普及し、あらゆる場面で手話を使いやすい
しゃかい じつげん もくてき
社会を実現することを目的とする。

きほんりねん
(基本理念)

だい じょう しゅわ げんご たい しみん げんご そくしん しゅわ しゃ
第2条 手話が言語であることに対する市民の言語の促進は、手話がろう者をはじめと
する ちょうかくしょう しゃ みずか せいかつ いとな つか どくじ たいけい ゆう げんご
聴覚障がい者にとって、自ら生活を営むために使う独自の体系を有する言語
であることを ぶ すべ しみん そうご そんちよう あ きほん おこな
踏まえ、全ての市民が相互に尊重し合うことを基本として行われなけ
ればならない。

し せきむ
(市の責務)

だい じょう し しゅわ げんご たい しみん りかい そくしん しゅわ
第3条 市は、手話が言語であることに対する市民の理解を促進するとともに、手話を
つか かんきょう しさく すいしん
使いやすい環境にするための施策を推進しなければならない。

しみん やくわり
(市民の役割)

だい じょう しみん しゅわ たい りかい ふか し すいしん しさく きょうりよく つと
第4条 市民は、手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努める
ものとする。

じぎょうしゃ やくわり
(事業者の役割)

だい じょう じぎょうしゃ しゅわ たい りかい ふか し すいしん しさく きょうりよく
第5条 事業者は、手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するととも
に、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備す
るよう努めるものとする。

しさく すいしん
(施策の推進)

だい じょう し つぎ かか しさく すいしん
第6条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) しゅわ りかい そくしんおよ しゅわ ふきゅう しさく
手話への理解の促進及び手話の普及のための施策
- (2) しゅわ じょうほうしゅとくおよ しゅわ つか かんきょう しさく
手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくりのための施策
- (3) ぜん ごう かか しちょう ひつよう みと しさく
前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

ざいせいじょう そち
(財政上の措置)

だい じょう し しゅわ かん しさく すいしん ひつよう ざいせいじょう そち ごう
第7条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう
努めるものとする。

じょうれい じっこうせい かくほ
(条例の実効性の確保)

だい じょう し しゅわ かん しさく じょうれい しゅし そ うんよう
第8条 市は、手話に関する施策が、この条例の趣旨に沿って運用されているかを
ひょうか ひつよう みなお おこな しく せいび
評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。

2 し ぜんごう きてい ひょうかおよ みなお あ しみん いけん てきせつ はんえい
市は、前項の規定による評価及び見直しに当たっては、市民の意見が適切に反映さ
れるよう努めるものとする。

いにん
(委任)

だい じょう じょうれい しこう かん ひつよう じこう しちょう べつ だ
第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

ふ そく
附 則

じょうれい れいわ ねん がつ にち しこう
この条例は、令和2年4月1日から施行する。